

台湾の日本産の食品の輸入規制強化、産地証明義務付けに抗議する要請活動の要望

和食がユネスコの世界無形文化遺産に登録されたことによる日本食・日本食品の世界的なニーズの高まりを背景に、平成26年の我が国の農林水産物・食品の輸出額は、対前年比11.1%増の6,117億円に達し、史上最高額を記録した。

このような中、台湾当局は東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線の影響など、食の安全への懸念が台湾国内で広がっていることを背景に、5月15日に日本からの輸入食品に対する規制を強化した。新たな規制では、すでに実施している福島など5県からの食品輸入禁止に加え、日本から出荷されるすべての食品に都道府県別の産地証明の添付を、東京や静岡などの水産物や茶葉、乳幼児向け食品など800品目以上については、放射性物質検査証明の添付を新たに義務付けた。

これらの規制は、諸外国の日本産の食品に対する輸入規制の解除・緩和の流れに逆行し、日本農業の成長戦略に水を差すもので、決して受け入れられるものではない。

については、農業の成長戦略・輸出戦略を推進するという日本の姿勢を堅持し、国の責任において次の事項について台湾当局に強く要請するよう要望する。

- 1 科学的根拠に欠ける新たな規制強化は、即時撤回すること。
- 2 輸入が禁止されている福島、茨城、栃木、群馬、千葉の5県の食品についても、安全性が確認されているものについては輸入規制を解除すること。
- 3 台湾は、我が国の農林水産物・食品の重要な輸出国であり、これまでに培った信頼関係をさらに強化し、両国間の輸出入拡大に努めること。

平成27年6月12日

全国市長会関東支部
支部長 志賀直温